

平成 2 7 年 6 月

第 4 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

人 吉 市

平成27年6月第4回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第46号	平成27年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
議第47号	平成27年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
議第48号	平成27年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第49号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第50号	人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第51号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
議第52号	損害の賠償について
議第53号	人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
議第54号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
報第 1号	平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 2号	平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3号	平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4号	くま川下り株式会社の経営状況について（第53期決算報告書及び第54期事業計画書）

- 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成27年6月8日提出

人吉市長 松岡 隼人

## 議第 49 号

### 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 3 3 平成 27 年 6 月に支給する常勤の監査委員の期末手当の額は、当該基準日現在において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額にかかわらず、別表第 1 の額に、同表の額に人吉市長等の給与及び旅費に関する条例施行規則（平成 2 年人吉市規則第 24 号）に定める率を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、第 5 条に規定する率を乗じて得た額に、別表第 1 の額に 20 分の 1 を乗じて得た額に 2 を乗じて得た額を加えるものとする。
- 3 4 常勤の監査委員の給料月額は、平成 27 年 7 月 1 日から現にその職にある者の任期満了の日（任期の途中において退職したときは当該退職の日）までの間、附則第 29 項の規定にかかわらず、別表第 1 に掲げる額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

市長の給与等を減額する期間が平成 27 年 4 月 30 日をもって満了したことに伴い、常勤の監査委員の給与等についても市長の給与等に準じた措置をとるため、条例の一部を改正するものである。

## 議第50号

人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例（昭和31年人吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 15 平成27年6月に支給する教育長の期末手当の額は、当該基準日現在において教育長が受けるべき給料の月額にかかわらず、第2条第2項に規定する額に、同項に規定する額に人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例施行規則（平成2年人吉市規則第26号）に規定する率を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、第3条に規定する率を乗じて得た額に、第2条第2項の額に20分の1を乗じて得た額に2を乗じて得た額を加えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

市長の給与等を減額する期間が平成27年4月30日をもって満了したことに伴い、教育長の給与等についても市長の給与等に準じた措置をとるため、条例の一部を改正するものである。

## 議第51号

### 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

#### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に策定及び推進するため、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の効果の検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に関し必要と認める事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 総合戦略に係る関係機関及び団体の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1行財政経営検討委員会の部の次に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	会長	日 6,000円
	委員	日 5,500円

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に策定及び推進することに伴い、市長の諮問機関として人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置するため、新たに条例を制定するものである。

## 議第52号

### 損害の賠償について

市は、市営住宅漏水による汚損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年3月27日午後4時頃、団地に居住する相手方の部屋の上階の部屋に設置されている排水管の腐食に伴う漏水により、相手方が所有する財産が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

#### 2 賠償の額

42,124円

#### 3 賠償（和解）の相手方

#### 4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年6月8日提出

人吉市長 松岡 隼人

#### （提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。



議第 5 3 号

人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

末 次 美 代

平成 2 7 年 6 月 8 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人吉市教育長を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 4 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

永 山 芳 宏

平成 2 7 年 6 月 8 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

監査委員を選任するに当たっては、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

報第1号

平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月8日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成26年度 人吉市一般会計 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度		継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			訳源
				予算計上額	前年度繰越額	計	現額				繰越金	特出金	定地方債	
8	土木費			円										
	2	道路橋梁費		円										
		水/手橋補修業	301,000,000	円	0	100,500,000	31,900,000	88,600,000	68,600,000	円	2,840,000	41,160,000	24,600,000	0

報第2号

平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月8日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成26年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入 特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円
2	1	1	(仮称)鉄道ミュージアム整備事業	249,753,000	60,598,000			21,400,000			39,198,000
		14	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費	128,023,000	128,023,000	119,804,000					8,219,000
3	2	1	保育所等緊急整備事業	152,245,000	47,196,000			31,465,000	12,500,000		3,231,000
			保育所等整備交付金事業	150,528,000	150,528,000		100,352,000		50,100,000		76,000
6	1	3	経営体育成支援事業	3,126,000	3,126,000			3,126,000			
			青年就農給付金事業	23,250,000	8,250,000			8,250,000			
8	1	1	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業	10,208,000	10,208,000		5,104,000	2,551,000			2,553,000
		2	社会資本整備総合交付金事業人吉矢岳線	8,097,000	8,097,000		4,258,000		2,500,000		1,339,000
	3	道路新設改良費	社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線	3,100,000	3,100,000		780,000		500,000		1,820,000
			社会資本整備総合交付金事業矢黒下戸越線	2,754,000	1,954,000		1,140,000		700,000		114,000
			地方道路等整備事業瓦屋地内第1号線用地取得費	500,000	500,000				400,000		100,000
			人吉・球磨スマートIC整備事業	58,193,000	44,141,000	968,000	14,657,000		8,800,000	19,715,000	1,000
	人吉球磨広域行政組合受託事業赤池古屋敷第2号線	4,482,000	4,482,000	4,482,000							

平成26年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入 特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			人吉球磨広域行政 組合受託事業東間 赤池線	1,571,000	1,571,000						1,571,000
		5	橋梁新 設改良 費	4,750,000	4,750,000		2,700,000		1,600,000		450,000
			社会資本整備総合 交付金事業七地跨 道橋補修事業	4,375,000	4,375,000		2,475,000		1,500,000		400,000
			社会資本整備総合 交付金事業鶴田橋 外27橋補修事業	13,675,000	7,600,000		4,261,000		2,500,000		839,000
			社会資本整備総合 交付金事業曙橋外4 橋補修事業	15,500,000	15,500,000		8,700,000		5,300,000		1,500,000
	4	3	公園整 備費	51,500,000	9,739,000		4,121,000		3,700,000		1,918,000
		4	街路事 業費	107,737,000	12,415,000		7,035,000		4,200,000		1,180,000
			社会資本整備総合 交付金事業下林願 成寺線								
10	教育費	2	3	小学校建 設費	2,845,000	2,845,000					2,845,000
			小学校屋内運動場 非構造部材耐震化 事業								
			中原小学校体育倉 庫設置事業	3,230,000	3,230,000				2,400,000		830,000
		3	3	中学校建 設費	1,291,000	1,291,000					1,291,000
			中学校屋内運動場 非構造部材耐震化 事業								
			第二中学校給水設 備改修事業	3,278,000	3,278,000						3,278,000
		5	6	社会教 育費	5,638,000	5,638,000					5,638,000
			カルチャーパレス 費								
			カルチャーパレス改 修事業								
11	災害復 旧費	3	1	公共土 木施設 災害復 旧費	16,094,000	5,743,000		2,243,000		1,100,000	2,400,000
			現年発生補助道路 橋梁災害復旧事業								
			計	1,025,743,000	548,178,000	125,254,000	157,826,000	45,392,000	119,200,000	19,715,000	80,791,000

報第3号

平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月8日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
						円	円	円	円	円
1	1	1	人吉中核工業用地調査費	230,000,000	165,100,000				165,100,000	
1	1	1	人吉中核工業用地造成事業費	300,000,000	300,000,000		150,000,000		150,000,000	
計				530,000,000	465,100,000		150,000,000		315,100,000	